

豊橋市北部学校給食センター  
長期包括委託事業

事業契約書（案）

令和5年12月18日

豊橋市

## 事業契約書

- 1 事業名 豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業
- 2 事業の場所 愛知県豊橋市石巻本町枇杷21-5
- 3 契約期間 自 令和 年 月 日  
至 令和17年8月31日
- 4 契約金額 金 ― ― ― ― ― ― ― ― 円に物価変動及び食数変更並びに消費税率変動及び地方消費税率変動による増減額を加算した額の範囲内
- 5 契約保証金 別途この契約書中に記載のとおり。
- 6 支払条件 別途この契約書中に記載のとおり。

上記の豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業（以下「本事業」という。）について、発注者（以下「甲」という。）と選定事業者（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約日) 令和 年 月 日

発注者(甲)

住所 愛知県豊橋市今橋町1番地  
氏名 豊橋市長

選定事業者(乙)

住所  
氏名

## 目 次

|       |                   |    |
|-------|-------------------|----|
| 第 1 章 | 総 則               | 1  |
| 第 2 章 | 事業用地の提供条件等        | 9  |
| 第 3 章 | 備品及び消耗品の貸与        | 11 |
| 第 4 章 | 備品及び消耗品の補充調達      | 12 |
| 第 5 章 | 業務開始前の引継ぎ         | 14 |
| 第 6 章 | 本件施設の運営及び維持管理     | 17 |
| 第 1 節 | 総 則               | 17 |
| 第 2 節 | 維持管理業務            | 22 |
| 第 3 節 | 運営業務              | 24 |
| 第 7 章 | 本事業の委託料の支払い       | 29 |
| 第 8 章 | 契約期間              | 31 |
| 第 9 章 | 契約の終了             | 31 |
| 第 1 節 | 乙の事由による契約終了       | 31 |
| 第 2 節 | 甲の事由による契約終了       | 35 |
| 第 3 節 | 不可抗力及び法令変更による契約終了 | 35 |
| 第 4 節 | 契約終了時の事務          | 36 |
| 第10章  | 不可抗力              | 40 |
| 第11章  | 法令変更              | 41 |
| 第12章  | 関係者協議会            | 42 |
| 第13章  | その他               | 43 |
| 第14章  | 雑 則               | 47 |

## 第 1 章 総則

(目的及び解釈)

第 1 条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「維持管理業務」とは、本件施設に係る以下の各業務をいう。なお、このうち、ア所定の業務を「維持管理引継業務」という。

ア 業務開始前の引継業務

イ 建築物保守管理業務

ウ 建築設備保守管理業務

エ 外構等保守管理業務

オ 調理設備等保守管理業務

カ 清掃業務

キ 警備業務

ク 計画修繕業務

ケ 経常修繕業務

コ 事業終了時の引継業務

(2) 「維持管理業務計画書」とは、長期維持管理業務計画書、長期修繕計画書及び年度維持管理業務計画書をいう。

(3) 「維持管理業務報告書」とは、乙が、維持管理業務開始後、毎日、1か月及び四半期毎に維持管理業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。

(4) 「委託業務」とは、運営業務及び維持管理業務をいう。

(5) 「委託業務開始日」とは、令和 7 年 9 月 1 日又は乙が業務

体制等確認書を受領した日の翌日のうちいずれか遅い方の日をいう。

(6) 「委託業務開始予定日」とは、令和7年9月1日をいう。

(7) 「委託料」とは、運營業務及び維持管理業務の対価をいう。

(8) 「運営期間」とは、委託業務開始日又は乙が実際に本件施設の委託業務を開始した日のいずれか早いほうの日から令和17年8月31日までをいう。

(9) 「運營業務」とは、本件施設において実施する以下の各業務をいう。なお、このうち、ア所定の業務を「運営引継業務」という。

ア 業務開始前の引継業務

イ 食数調整業務

ウ 食材調達・検収補助業務

エ 調理等業務

オ 衛生管理業務

カ 給食配送・回送業務

キ 洗浄・残滓等処理業務

ク 学校配膳業務

ケ 各種備品の保守管理等業務

コ 見学・試食会受け入れ業務

サ その他業務

シ 事業終了時の引継業務

(10) 「運營業務計画書」とは、長期運營業務計画書と年度運營業務計画書をいう。

(11) 「運營業務報告書」とは、乙が、運營業務開始後、毎日、1か月及び四半期毎に、運營業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。

(12) 「運営マニュアル」とは、運營業務の全体に係る以下のマニュアルを総称していう。

ア 調理マニュアル

- イ アレルギー対応食調理マニュアル
- ウ 配送・回収マニュアル
- エ 衛生管理マニュアル
- オ 異物混入発生時対応マニュアル
- カ 嘔吐、食中毒発生時対応マニュアル
- キ 学校配膳業務マニュアル
- ク 従業員の研修マニュアル
- ケ その他運営上必要とするもの（落札者提案に基づき提案されたものを含む。）

- (13) 「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。
- (14) 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- (15) 「業務計画書」とは、運営業務計画書と維持管理業務計画書をいう。
- (16) 「業務体制等確認書」とは第19条第1項の規定により、乙が委託業務を開始するために必要な条件が満たされたことを甲が確認した旨を内容として甲が乙に交付する書面をいう。
- (17) 「業務報告書」とは、運営業務報告書と維持管理業務報告書をいう。
- (18) 「3センター体制移行」とは、豊橋市における児童生徒数の減少に合わせて本契約締結時点で令和12年9月実施予定の東部学校給食センター廃止による、豊橋市内の小中学校給食提供を北部学校給食センター、南部学校給食センター及び曙学校給食センターの3センターで対応する体制移行をいう。
- (19) 「事業期間」とは、本契約の締結日から、第46条に定める契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- (20) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- (21) 「施設維持管理企業」とは、本事業の維持管理業務（調理設備等保守管理業務を除く。）を行う企業をいう。

- (22) 「四半期」とは、各事業年度における暦年の4月から6月、7月から9月、10月から12月、翌暦年の1月から3月の各3か月の期間をいい、順に、当該事業年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期とそれぞれ個別にいうことがある。ただし、令和7年度は9月から12月までを第3四半期とし、令和17年度は7月から8月までを第2四半期とする。
- (23) 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- (24) 「消耗品」とは、要求水準書において「調理消耗品等」の区分で分類される、入札説明書等及び落札者提案に基づく委託業務の実施により本件施設の運営・維持管理において必要とされ消耗される一切の器具、備品その他消耗品をいい、このうち、甲が乙に貸与する要求水準書資料2「貸与備品リスト」に記載の消耗品その他委託業務開始予定日時時点で本件施設に設置済みの消耗品を「貸与消耗品」という。
- (25) 「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウイルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいう。
- (26) 「前事業」とは、委託業務開始予定日の前日まで実施される本件施設の運営・維持管理事業をいう。
- (27) 「前事業者」とは、前事業の実施事業者をいい、甲が直営で前事業を実施している場合には、甲をいう。
- (28) 「長期維持管理業務計画書」とは、運営期間にわたる維持管理業務について記載した計画書をいう。
- (29) 「長期運営業務計画書」とは、運営期間にわたる運営業務について記載した計画書をいう。
- (30) 「長期修繕計画書」とは、運営期間にわたる修繕計画について記載した計画書をいう。
- (31) 「特定部品」とは、本件施設の運営・維持管理において前事業において使用されている特定の部品、薬品その他製品の



うち、本事業の遂行のために落札者が落札者提案において本事業の遂行のために特に必要とするものとして明示的に特定したものをいい、その情報を「特定部品情報」という。

(32) 「入札説明書等」とは、入札説明書及びその添付資料並びにそれらに関する質問回答書及びその添付資料をいう。

(33) 「年度維持管理業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に維持管理業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。

(34) 「年度運営業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に運営業務の業務区分毎に作成し、甲に提出する各計画書をいう。

(35) 「H A C C P 対応マニュアル」とは、要求水準書に定める本件施設に対応したH A C C P 対応マニュアルをいう。

(36) 「引継業務」とは、運営引継業務及び維持管理引継業務をいう。

(37) 「備品」とは、要求水準書において「施設備品」、「食器・食缶等」、「調理備品」、「調理設備」の各区分で分類される、入札説明書等及び落札者提案に基づく委託業務の実施により本件施設の運営・維持管理に必要とされる一切の設備、機器、器具、じゅう器、食器、食缶、コンテナ及びその他備品（疑義を避けるため、消耗品及び車両が含まれないことをここに確認する。）をいい、このうち、甲が乙に貸与する要求水準書資料2「貸与備品リスト」に記載の消耗品以外の備品及び同資料3「食器・食缶等リスト」に記載の食器・食缶等を総称して「当初貸与備品」といい、乙が委託業務開始予定日までに調達して甲に所有権を移転する備品等を総称して「更新備品」といい、当初貸与備品と更新備品その他第15条の定めるところに従って乙が補充調達して甲に所有権を移転した上で甲から無償貸与を受けた備品を総称して「貸与備品」という。

- (38) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。なお、疑義を避けるため、3センター体制移行及び感染症の蔓延その他公衆衛生上の事態は、不可抗力に含まれないことを確認する。
- (39) 「閉庁日」とは、豊橋市の休日を定める条例（平成3年条例第3号）第1条に規定する市の休日をいう。
- (40) 「本件施設」とは、本件土地に所在する豊橋市北部学校給食センター及びその付帯施設（外構部分を含む。その詳細は、入札説明書等に定める。）をいう。本契約書中、特段の規定がないときには、本件施設は備品を含むものとする。
- (41) 「本件土地」とは、第5条に規定する本事業の実施場所となる土地をいい、要求水準書資料9「事業用地参考図」に示す範囲を指す。
- (42) 「マニュアル」とは、H A C C P 対応マニュアル及び運営マニュアルを総称していう。
- (43) 「要求水準書」とは、甲が作成し、本事業の実施に関し甲が乙に要求する業務水準及び仕様を示すものとして、入札説明書の添付書類として公表された豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業要求水準書をいい、本事業の入札手続中に甲が公表した質問回答のうち同要求水準書に関するものを含む。なお、同要求水準書が本契約締結後に本契約に定める手続に従つて変更された場合は変更後のものをいう。
- (44) 「落札者」とは、●●／●●グループを構成する●●（以下「代表企業」という。）を代表企業とする落札者グループをいう。
- (45) 「落札者提案」とは、入札説明書等に従い、落札者が甲に

対して提出した本事業に関する一切の提案をいい、落札者が令和●年●月●日に甲に対して提出した提案書類のほか、甲の求めに応じて落札者が提示した事項を含むものとする。

- 2 本契約において使用されている用語は、前項その他本契約で定義されている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、要求水準書において使用されている用語と同一の意味を有するものとする。

(公共性及び乙による事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が学校給食センターの維持管理及び学校給食の調理及び提供を含む点で公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

- 2 甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従い、かかる趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1として添付する日程表に従って実施する。

(事業の場所)

第5条 本事業を実施する場所は、契約書鑑に記載する「事業の場所」と定める。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、本件施設の運営及び維持管理の長期包括委託及びこれに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

(規定の適用関係)

第7条 乙は、本事業を、本契約、入札説明書等及び落札者提案に

従って遂行するものとする。ただし、これらの内容に相違のある場合は、本契約、入札説明書等及び落札者提案の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

- 2 落札者提案と入札説明書等の一部である要求水準書の内容に差異がある場合は、落札者提案に記載されたサービスの水準が要求水準書に記載されたサービスの水準を上回るときに限り、落札者提案が優先して適用されるものとする。

(契約の保証)

第8条 乙は、甲があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となると市が認める有価証券等の提出

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約書鑑に記載する「契約金額」を運営期間の年度数（10）で除した金額（以下「単年度契約金額」という。）の100分の10に相当する額以上としなければならない。

- 3 乙が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。なお、乙が第1項第3号に掲げる保証を付す場合、当該保証の期間は事業期間とする。ただし、各事業年度を当該保証の期間として甲を被保険者とする履行保証

保険契約の締結後、直ちにかつ遅くとも乙が当該事業年度の開始までにその保険証券を甲に寄託する場合は、この限りでない。

- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の単年度契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 乙が第1項第1号に基づき保証の額の契約保証金を納付した場合、甲は、前項の定めるところに従うほか、事業期間の満了まで当該契約保証金を返還しない。乙は、事業期間満了後甲の定める手続を履践して返還を請求するものとする。なお、納付された契約保証金には利息を付さない。

(乙の資金調達)

第9条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、乙が本契約の履行に必要な費用を確保するための資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

## 第2章 事業用地の提供条件等

(本件土地の利用)

第10条 甲は、本件土地を、乙による本事業の遂行のために使用する目的で、当該目的の限度で、事業期間中、乙に対し無償で貸し付ける。乙は、事業期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本件土地に立ち入り、本事業を遂行し、委託業務の実施その

他の必要な行為を行うほか、入札説明書等及び落札者提案に従い、本件土地を利用することができる。ただし、乙による本件施設又は本件土地の使用が、行政財産目的外使用にあたるほか、別に申請を行わなければならない場合は、当該申請に基づく使用条件に服するものとする。

- 2 乙は、前項その他本契約で認められた用途以外の目的で本件土地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、前項に基づく本件土地の使用権の譲渡、担保権の設定その他の処分行為を行わず、又は本件土地を転貸しないものとする。

(本件土地の貸渡及び返還)

第11条 委託業務開始予定日の初日において、本件土地は、甲から乙に対して原状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第51条の定めるところに従ってなされる本件施設の明渡しの完了と同時に、乙から甲に対して返還されたものとみなされるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合又は乙が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、前条に基づく甲の乙に対する本件土地の無償貸付けは、本契約の解除日又は乙が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了するものとし、乙は、第51条乃至第54条の定めるところに従うほか、本件施設、本件土地その他乙が占有する場所を要求水準書に定める要求水準を満たして落札者提案に基づき原状回復して明け渡さなければならない。

(管理責任)

第12条 乙は、自己の責任及び費用により、本件施設及び本件土地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

- 2 運営期間において、乙に帰すべき事由によらず本件土地の埋蔵物又は地盤沈下（入札説明書等及び本件土地の現場確認の機会か

ら客観的かつ合理的に推測できないものに限る。)に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、甲が当該損害、損失及び費用を負担する。

(使用料等の支払い)

第13条 本件土地その他甲が乙に対して提供した場所の使用料は無償とする。ただし、行政財産目的外使用にあたる場合その他第10条第1項ただし書の定めのある場合は、この限りでなく、その定めに従うものとする。

### 第3章 備品及び消耗品の貸与

(備品及び消耗品の貸与)

第14条 甲は、本件施設の運営・維持管理にあたり、貸与備品及び貸与消耗品を乙に運営期間が満了するまで無償貸与し、乙は、貸与備品を使用し、また、貸与消耗品を消費できるものとする。甲から乙への当初貸与備品及び貸与消耗品の品名品質数量引渡場所は要求水準書に記載したところによるものとし、その引渡し時期は甲と乙とが協議して定めるものとする。

2 乙は、当初貸与備品を受領したときはその借用書を、また、貸与消耗品を受領したときはその受領書を、それぞれ遅滞なく甲に提出しなければならない。ただし、甲が不要とする場合は、この限りでない。

3 甲は、当初貸与備品及び貸与消耗品につき、乙の立会のもとに検査するものとする。

4 乙は、その責任において当初貸与備品及び貸与消耗品を確認の上使用するとともに、貸与消耗品についてはこれを費消することができる。落札者提案に基づき使用しない場合その他当初貸与備品又は貸与消耗品が不要となったときは、当該貸与消耗品につい

て乙の費用と責任で処分するほか、当該当初貸与備品について甲と協議の上処分する場合には、当該当初貸与備品に代わる備品を乙の費用と責任で補充調達しなければならない。

5 乙は、貸与備品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 乙の故意又は過失によって貸与備品が滅失若しくは、き損したときは、乙は甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、委託業務の実施において業務計画書に基づき補充調達した場合には、この限りでない。

7 本契約が終了したときは、速やかに乙は貸与備品を利用可能な状態で甲に返還し、その時点で残存する貸与消耗品があれば、これを利用可能な状態で甲に返還しなければならない。ただし、本契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

#### **第4章 備品及び消耗品の補充調達**

(備品及び消耗品の補充調達)

第15条 乙は、本契約、入札説明書等及び落札者提案に従い、委託業務開始予定日までに更新備品及び委託業務の実施に必要な貸与消耗品以外の消耗品を補充調達するものとする。

2 乙は、本契約、入札説明書等及び落札者提案に従い、委託業務の実施において業務計画書に基づき、更新備品及び当初貸与備品以外の備品並びに貸与消耗品以外の消耗品も、委託業務の実施上の必要に応じて乙の費用と責任で補充調達するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、業務計画書に基づき補充調達されるべき備品及び消耗品を3センター体制移行に伴って乙が補充調達する必要が生じた場合、乙は、甲と事前の協議の上で、3センター体制移行後の委託業務の実施に必要な備品及び消耗品を甲が事



前に承認した範囲で甲の費用で補充調達することができる。この場合における甲の費用負担の範囲は、別紙6に記載のとおりとする。

- 4 前各項の定めるところに従って補充調達される備品及び消耗品は、入札説明書等及び落札者提案に従い、前事業で使用する仕様と同等とするなど調和を図らなければならない。
- 5 第1項乃至第3項の定めるところに従って補充調達された備品の所有権は、要求水準書で明示的に乙の所有とする旨の定めがあるものを除き、乙による本件施設への設置又は委託業務実施上の使用がなされた時点で、乙から甲に移転する。この場合、乙は、リースその他用益権により補充調達してはならず、かつ、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとするが、かかる所有権の移転と同時に甲から乙に無償で貸与される。
- 6 乙は、第1項乃至第3項の定めるところに従って補充調達される更新備品その他の備品を含め、委託業務開始日において本件施設に設置された全ての備品について、豊橋市財産管理規則（昭和39年豊橋市規則10号）に基づく備品台帳（以下「備品台帳」という。）を整備し、これを委託業務開始日後速やかに甲に提出するとともに、数量、点検、更新履歴等を網羅的に記録し、備品情報を一元管理できかつ事業期間終了後も甲が管理・活用しやすいよう配慮された要求水準書が定める様式及び内容の電子データの備品管理台帳（以下「備品管理台帳」という。）を作成して個々に記録し、委託業務開始日以降、備品管理台帳の記録を常に最新の状態で更新しつつ、いつでもこれを紙媒体で出力できるように維持し、市の要請があるときには、当該要請に応じて最新の備品管理台帳を紙媒体又は電子データで提出するほか、最新の備品管理台帳に基づき運営期間における各事業年度末までに備品台帳の更新をし、更新後の備品台帳を甲に提出しなければならない。

## 第5章 業務開始前の引継ぎ

(甲による本件施設の運営・維持管理体制確認)

第16条 乙は、本契約締結後、委託業務開始予定日に先立って委託業務の実施に必要な人材及び車両その他委託業務遂行に必要な物品等を確保し、かつ、要求水準書及び落札者提案に従って引継業務を行わなければならない。なお、車両その他委託業務遂行に必要な物品等の確保にあたり、特に要求水準書で、その発注の進捗状況の報告が要求されているものについては、乙は、甲に対し、入札説明書等及び落札者提案に従って適時に報告するものとする。

2 乙は、引継業務着手前に、引継業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。引継業務計画書の内容を変更する場合も同様とする。乙は、甲の承認を受けた引継業務計画書に従い、引継業務を実施しなければならない。

3 乙は、本契約、入札説明書等、業務計画書、及び落札者提案に従って委託業務を実施することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知するものとする。

4 乙は、前項に規定する通知後遅滞なく、乙による委託業務の実施体制を甲が確認することを目的として、入札説明書等及び落札者提案に従い、業務計画書に基づき調理等の委託業務の実施準備上必要とされるリハーサルを実施するものとする。本項によるリハーサル確認の結果、委託業務の実施体制が本契約、入札説明書等、業務計画書又は落札者提案で必要とされる条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。

5 前項に規定するリハーサルの実施は、次の各号の定めに従い、乙の責任及び費用により行うものとする。

(1) 乙は、引継業務の実施にあたり、リハーサルの作業工程及び日程等を、あらかじめ甲に対して書面で通知し、甲の承認

を得るものとする。

(2) 甲は、乙が行うリハーサルに立会うことができる。ただし、甲は、かかるリハーサルへの立会の実施それ自体を理由として、何らの責任を負担するものではない。

6 乙は、リハーサルに対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して、その結果を含め、引継業務実施結果の報告を、業務報告書を提出することにより行うものとする。

(業務の引継ぎ)

第17条 乙は、本契約締結時点で、本件施設が稼働していることを認識し、かつ、了解して本事業を引き受けたことを確認し、本事業の遂行にあたっては、委託業務開始予定日以前の本件施設の運営・維持管理について、甲から引継ぎを受けるほか、前事業者が前事業を遂行している場合には、前事業者が甲との間の契約の定めるところに従って実施する本件施設の引継ぎにつき、甲の指示に基づき自己の費用と責任で甲に代わって、又は甲とともに前事業者から必要な指導、情報提供その他の引継ぎを受けるものとする。この場合において、乙は、自己の費用と責任で、本件施設本体の引き渡し状態、設備機器等の稼働状況のほか、甲又は前事業者が使用したマニュアル等の内容及び留意事項等について、甲又は前事業者を確認を行うものとする。

2 乙は、引継業務の実施において前事業の遂行並びに甲による本件施設の継続的な運営・維持管理に支障をきたすことがないようにするものとする。

(前事業者との連携)

第18条 乙は、前事業者から必要な引継ぎを受ける場合、自己の責任及び費用により、前事業者との間で連携・調整を行わなければならない。ただし、甲は必要に応じてかかる連携・調整に協力するものとする。

- 2 乙は、前項に定めるところに従って行われる前事業者と連携・調整については、甲にその旨を事前に報告するものとし、また、適宜及び甲から求められたときは、協議・調整の内容及び進捗状況を甲に説明するものとする。また、乙は協議・調整が調ったときは、その内容を速やかに甲に報告しなければならない。

(甲による業務体制確認)

第19条 甲が、乙の引継業務の完了及び委託業務の実施体制を確認し、かつ、乙が別紙2に記載する種類及び内容を有する保険に自ら加入し、又は別紙2に記載の保険契約者に加入させ、その保険証書の写しを甲に対して提出した場合、甲は、当該確認を行った日又は当該文書の提出があった日のいずれか遅い日から10開庁日以内に、乙に対して業務体制等確認書を交付するものとする。

- 2 乙は、委託業務開始予定日の前日までに業務体制等確認書の交付を受けなければならない。

- 3 甲は、第1項に規定する業務体制等確認書を交付したことを理由として、本件施設の運営及び維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する委託業務が本契約、入札説明書等、業務計画書及び落札者提案の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲が業務体制等確認書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(調理業務開始の遅延)

第20条 乙は、調理業務開始の遅延が見込まれる場合には、委託業務開始予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、調理業務開始に向けての対策及び想定される委託業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。

(前事業終了時の検査支援)

第21条 乙は、自己の責任と費用負担において、甲が前事業者との間の契約に基づき前事業者に対して行う検査確認及び修繕等実施請求を行う場合には、甲の指示に従って甲を支援し、甲の前事業者との間の契約に基づく前事業者に対する権利行使を十全化するものとする。

2 前項の規定による乙の支援の誤り又は懈怠に起因して甲又は乙において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり乙において生ずる追加的な費用を含む。）は、乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲が、乙と協議の上で、これを定めるものとする。

3 甲が前事業者との間の契約に基づき前事業者に対して行う検査確認及び修繕等実施請求を行った結果、第1項の規定による乙の支援に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、乙において委託業務に要する費用又は本事業を遂行するにあたり乙において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が入札説明書等及び本件施設又は本件用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において甲がこれを負担するものとし、甲は、甲と乙との間の協議により決定される方法に従って、乙に対して支払うものとする。

## 第6章 本件施設の運営及び維持管理

### 第1節 総則

(委託業務)

第22条 甲は乙に対し、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、運営期間中、自己の費用と責任において、日本

国の法令、本契約（運営及び維持管理に関する合意事項は本契約の一部とみなす。以下、本章において同じ。）、入札説明書等及び落札者提案並びにマニュアル及び業務計画書に従って、委託業務を実施しなければならない。ただし、委託業務の実施に当たって必要となる光熱水費は、要求水準書に定める上限に至るまで、全て甲の負担とし、当該上限を超過した光熱水費についての乙の費用負担の時期及び方法は、別紙5に記載のとおりとする。

- 2 要求水準書は、甲が第56条第2項又は第58条第2項若しくは第3項に基づいて委託業務の内容を変更する場合を除き、別紙3の手續に従い、その内容を変更することができるものとする。
- 3 乙は、運営期間の全期間にわたり、委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施するものとする。ただし、乙は、甲との間で、委託業務開始予定日までに、甲所定の様式及び内容の「災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書」を締結するものとし、災害時等において、同協定書の定めに従う場合には、この限りでない。
- 4 更新備品その他乙が補充調達して本件施設に設置し又は委託業務実施上の使用に供した備品については、要求水準書で明示的に乙の所有とする旨の定めがあるものを除き、事業期間を通じて甲が所有して乙に無償で貸与するものとし、乙は、これを入札説明書等及び落札者提案に従い、委託業務の実施に当たって使用するとともに維持管理し、委託業務の実施に当たって使用に耐えないときには補修、更新を行うものとする。
- 5 乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動、地盤沈下その他委託業務の遂行により近隣住民の生活環境や周辺環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の対策（当該影響が生じた場合の対応策のみならず、予防策も含む。なお、乙が委託業務の実施過程で本件土地の井水を利用する場合には、定期的な水質検査その他使用井水の安全確保に関する対策、井水の枯渇・減水に関する対策、井水使用に起因する地盤沈下に関する対

策を必ず含むものとする。これらの対策の欠缺又は未達等により生じた損害又は追加費用等は乙が負担する。)を実施するものとする。

6 前項に定める対策の実施について、甲の請求があった場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。

7 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

(本件施設の委託業務に関する許認可及び届出等)

第23条 乙は、委託業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならない。ただし、甲が申請する必要が生じた場合には、甲が必要な措置を講ずるものとする。なお、乙は、要求水準書の定めるところに従い、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条による営業許可を取得の上で委託業務開始予定日までに（営業許可を更新したときは、更新後1か月以内に）営業許可書等の写しを甲に提出するものとする。

2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(第三者の使用)

第24条 乙は、落札者提案で明示された者以外の者に委託業務を実施させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、甲は承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。

2 乙が入札説明書等及び落札者提案又は前項の定めに基づき委託業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の

責任において行うものとし、本件施設の委託業務に関して乙又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

- 3 乙は、甲に報告した本件施設の委託業務の実施体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(業務報告書等)

第25条 乙は、甲に対して、毎日、毎月及び毎四半期の各業務終了後10日（その日が閉庁日の場合には翌開庁日）以内に、要求水準書に従い運営業務報告書及び維持管理業務報告書を提出し、報告対象の日、月及び四半期の委託業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第1項に定める業務報告書のほか、要求水準書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管するほか、提供食数や温度、残食量のほか、配膳室、配送など各種記録について運営期間にわたる全てのデータを可能な限り電子データ化し、保存しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供し、各種記録についての電子データを甲の求めに応じて速やかに提供しなければならない。

(セルフモニタリング)

第26条 乙は、自らの費用負担において、委託業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、委託業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として落札者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「業務サービス水準」という。）を維持・改善するために、運営業務及



び維持管理業務の各業務に関し、セルフモニタリング実施計画書を作成のうえ、定期的に、また、必要に応じて随時に、当該セルフモニタリング実施計画書並びに入札説明書等及び落札者提案に基づきセルフモニタリングを行い、業務サービス水準の維持・改善を図るものとする。なお、乙によるセルフモニタリングの項目、基準、方法等については、甲が実施するモニタリングとの連携に十分に配慮して、甲と協議の上で設定され、乙が作成するセルフモニタリング実施計画書に反映されるものとする。

- 2 乙は、前項の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの評価を踏まえて、重要事項を甲に報告するとともに、それ以降に作成される全ての業務計画書にそれぞれ該当又は関連する箇所に反映するものとする。なお、甲に報告すべき重要事項並びに各業務計画書にそれぞれ該当又は関連する箇所に反映すべき事項とその内容については、甲と協議の上で定めるものとする。

(モニタリング)

第27条 甲は、自らの費用負担において、委託業務の要求水準を確保するために、別紙7の手続きに従い、モニタリングを行うものとする。なお、甲は、かかるモニタリングにおいて、乙から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うほか、必要に応じた措置を実施することができるものとし、乙は、当該モニタリングの措置の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

- 2 甲は、前項の定めるところに従ってモニタリングを実施する場合、随時モニタリングを除き、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとし、乙は、かかるモニタリング項目についての業務確認に必要な準備と協力を行うものとする。その結果、当該業務確認に必要な準備がモニタリング実施日までに完了され得ないと認める場合には、

その旨を甲に対して、甲の通知受領後10日以内に通知するものとする。

- 3 前各項によるモニタリングの結果、当該モニタリング対象の委託業務の実施状況が本契約、入札説明書等、マニュアル、長期運営業務計画書、年度運営業務計画書、長期維持管理業務計画書、年度維持管理業務計画書又は落札者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙に対し、別紙7の手続きに従い必要な措置をとることができる。この場合、乙は第25条に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を甲に対して報告するほか、甲の指示に従わなければならない。
- 4 甲は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会の実施それ自体を理由として、本件施設の委託業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

- 第28条 乙が委託業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- 2 乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしても委託業務に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合は、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

## 第2節 維持管理業務

(法令等の遵守)

- 第29条 乙は、適用のある法令や各種基準等に基づくほか、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を乙の判断で適宜参考

にした落札者提案に基づき、建物・設備等の点検・保守を行うほか、維持管理業務を実施しなければならない。

(維持管理業務計画書の提出)

第30条 乙は令和7年7月末日までに、本契約、入札説明書等及び落札者提案に基づき長期維持管理業務計画書及び長期修繕計画書並びに委託業務開始予定日が属する事業年度に係る年度維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、いずれも甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、委託業務開始日以降に開始日が到来する各事業年度に関し、当該事業年度が開始する30日前までに本契約、入札説明書等、長期維持管理業務計画書及び長期修繕計画書並びに落札者提案に基づき、年度維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、当該事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。

3 乙は、甲の確認を受けた維持管理業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。

4 甲は、維持管理業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本件施設の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(本件施設の補修・修繕)

第31条 乙は、入札説明書等及び落札者提案に従い、本件施設の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本件施設の補修・修繕を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

2 乙が本件施設の補修・修繕を行った場合、乙は、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

(計画外の補修・修繕)

第32条 乙が長期修繕計画書及び年度維持管理業務計画書のいずれ

にも記載のない修繕（ただし、軽微なものを除く。）を行う場合、乙は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合については、乙は、甲の事前の承諾なく当該修繕を行うことができ、この場合、乙は、修繕後速やかに甲に対しその内容等必要な事項を報告するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、甲が運営期間終了後において本件施設の劣化状況にあわせて大規模修繕等を行う予定であることを踏まえ、乙は、一時期に全面的に修繕する行為その他要求水準書に定める大規模修繕に該当する行為については、乙の費用と責任で行う場合を除き、これを行う義務を負わず、甲が甲の費用と責任でこれを行うものとする。ただし、本件施設における建築物・建築設備・付帯施設において、主要設備等の機能が著しく低下し、大規模修繕を行わないと委託業務の実施その他本事業の遂行に支障を来すものと甲が判断した場合において、乙が実施した定期的な保守・修繕履歴等を甲が確認した結果により乙の責めに帰すべき場合その他第27条の定めるところに従って実施された甲のモニタリングにより同条第3項の適用がある場合には、この限りでない。

3 乙が前各項の定めるところに従って本件施設の補修・修繕を行った場合、乙は、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

### 第3節 運營業務

（法令等の遵守）

第33条 乙は、適用される法令、「学校給食衛生管理基準」、「学校給食の管理と指導」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」

等の各種基準、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して運営業務を実施しなければならない。

- 2 法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとする。
- 3 入札説明書等及び落札者提案に基づき、乙のHACCP対応マニュアル及び一般的衛生管理の適正な履行状況について、必要に応じて甲は確認を行い、不適合箇所が指摘された場合、乙に対し、甲が定める期間内にその改善を求め、その結果報告のために改善報告書を甲に提出することを求めることができる。

(運営業務計画書及びマニュアルの提出)

第34条 乙は、本契約、入札説明書等及び落札者提案に基づき、HACCP対応マニュアル及び運営マニュアルを令和7年7月末日までに、長期運営業務計画書及び委託業務開始予定日が属する事業年度に係る年度運営業務計画書を同年7月末日までに、それぞれ作成して、甲に提出し、いずれも甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、委託業務開始日以降に開始日が到来する各事業年度に関し、当該事業年度が開始する30日前までに、本契約、入札説明書等、長期運営業務計画書及び落札者提案に基づき、年度運営業務計画書を作成して、甲に提出し、当該事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた運営業務計画書又はマニュアルを必要に応じて随時改善するものとし、改善の都度直ちに、甲に対し、改善された最新版を提出し、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 第1項から第3項までの規定に定めるところに従って業務の開始に先立って提出されたものを含め、甲は、前各項の定めるところに従って提出された(最新版の)運営業務計画書及びマニュアルを確認の上、異議を申し述べることができるものとし、乙は、

かかる甲の異議を受けたときは、甲の承諾が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

- 5 甲は、運營業務計画書若しくはマニュアルの確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、本件施設の運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(管理責任者)

第35条 乙は、要求水準書及び落札者提案に従い、給食提供開始前までに、統括責任者、調理責任者、調理副責任者、食物アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者、配送責任者及び学校配膳責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更した場合には、変更後1か月以内に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(法定責任者の設置)

第36条 乙は、要求水準書及び落札者提案に従い、委託業務開始予定日までに、法令上設置が必要とされる防火管理責任者その他の法定責任者を設置し、防火管理者証その他法定資格を証する書類の写しその他要求水準書に定める書類を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲に報告した法定責任者を変更した場合には、変更後1週間以内に、変更後の者を届け出るとともにその者が有する法定資格を証する書類の写しその他要求水準書に定める書類を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(調理等業務その他)

第37条 乙は、甲が作成した献立に記載された給食を、甲が検収の

上、乙に提供する食材を材料として調理し、甲が指定する配送先学校に運搬する。

- 2 甲が作成した献立及び提供食数に応じて、乙は、要求水準書に定める調理指示書を作成し、2週間前までに甲の了承を得るものとし、かかる甲の了承を得られた調理指示書に従い、給食の提供その他運營業務を実施するほか、乙が給食を提供すべき日及び乙が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送先学校を乙に通知する方法及び手続きは入札説明書等に規定された方法とする。入札説明書等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、甲と乙が別途協議して定めることができる。
- 3 前項により甲と乙が定めた事項は書面によるものとし、甲乙はいずれもこれを遵守するものとする。
- 4 自然災害やインフルエンザ、感染症の流行による学級閉鎖等の事情で、第2項により甲と乙が書面で定めた事項に急遽変更が生じた場合は、前項の定めにかかわらず、乙は、甲の要請に応じて調理作業、運搬を停止する。

(食中毒等)

第38条 乙は、要求水準書に規定された事項を遵守し、かつ、善良なる管理者の注意義務をもって運營業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、乙は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。
- 3 前項の場合、乙も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して甲の承諾を得るものとする。甲はかかる承諾につき、合理的理由なくして留保、遅延又は拒絶をしないものとする。
- 4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠

償するものとし、甲が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、甲の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し甲の承諾を得た場合には、甲に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。

5 乙の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本件施設の運営ができない期間の委託料の支払い及び損害賠償（前項本文により甲が乙に対して請求できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額が支払われるものとし、かつ、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。

(2) 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合、及び乙が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の甲の承諾を得た場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額が支払われるものとし、その他、甲又は乙による損害賠償の義務はないものとする。

(3) 上記第(1)号及び第(2)号以外の場合、本件施設の運営ができなかった期間の委託料の固定料金のうち本件施設の維持管理業務に係る部分のみが支払われるものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

6 前項の場合で、第42条第1項に定める委託料の請求書を甲が受領するときまでに、甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して甲の承諾



が得られないときは、甲は、乙に対し、乙の請求に基づく委託料について、本件施設の運営ができない期間の委託料の固定料金のうち維持管理業務に係る部分のみを支払う義務を負う。かかる支払いがあった後、当該食中毒等が前項第(1)号又は(2)号の事由によるものであることが判明した場合に限り、甲は委託料のうち当該食中毒により本件施設の運営ができなかった期間の運營業務に係る未払い部分を、乙の請求により支払うものとする。

## 第7章 本事業の委託料の支払い

(本事業の委託料の支払い)

第39条 甲から乙への本事業の委託料の支払額は、別紙5に定めるところにより計算するものとする。

2 甲又は乙は、第41条第3項の定めるところに従って委託料が改定されてもなお、賃金水準又は物価水準の変動により、委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して本事業の委託料の変更を請求することができる。

(引継業務の対価の支払い)

第40条 運營業務及び維持管理業務に係る引継業務の対価は、委託料に含まれるものとし、乙は、甲に対し、引継業務の対価として別段の請求を行うことができないものとする。

(委託料の支払い)

第41条 甲は、運営期間中、委託料を別紙5に定めるところに従い、乙に支払うものとする。委託料は固定料金と変動料金とで構成される。ただし、本件施設にて調理した給食のうち、委託業務に係る業務従事者が喫食した給食は、この限りでなく、当該給食に係る学校給食費については乙が自ら負担し又は当該業務従事者をし

て負担させるものとする。

- 2 前項に規定する委託料の支払いは、別紙5の定めるところに従い、令和7年度第3四半期から令和17年度第2四半期までの四半期毎、全40回の支払いとする。
- 3 委託料は、別紙5に従い、物価変動に基づき、年に1回改定するものとする。
- 4 甲又は乙は、別紙5の定める各事態が生じ、受配校の全部又は一部への給食提供の全部が中止又は停止された場合その他別紙5の定める甲乙間の協議が必要とされる場合は、当該事態に応じて別紙5が定めるところに従って相手方に対して委託料の変更等について協議を申し入れることができる。

(委託料の支払手続)

- 第42条 乙は、各四半期末において、第25条第1項に基づく当該四半期の委託業務の遂行状況に係る業務報告書受領後10日以内に、甲から別紙5第3項ウに規定する当該業務報告書を確認した旨の通知を受けたときは、速やかに、甲に対して、当該四半期分における別紙5第2項に定める算定方法により算定された額の委託料の請求書を提出するものとする。また、乙は、業務報告書の提出から10日以内に、甲から、第27条第3項に規定する是正を指導する旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、委託料の請求書を提出することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に係る委託料の支払いを行うものとする。

(委託料の減額)

- 第43条 第27条による甲の業務確認により、委託業務について本契約、入札説明書等、業務計画書又は落札者提案に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙7の手続に従い委託料を減額又は支払停止することができる。

きるものとする。

(委託料の返還)

第44条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

(委託料の調整)

第45条 本契約に規定されたもの以外で本事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、甲と乙は、委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、委託料を調整するものとする。

## 第8章 契約期間

(契約期間)

第46条 本契約の契約期間は、契約の締結日から、令和17年8月31日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第77条、第78条その他甲及び乙双方いずれにもその効力を終了させる意思がない規定は、その定めるところに従って本契約の契約期間満了後も効力を有し、当事者を法的に拘束する。

## 第9章 契約の終了

第1節 乙の事由による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第47条 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を書面による通知により終了させることができる。

- (1) 乙が、別紙1に定める委託業務開始予定日に又は委託業務開始予定日後相当期間内に引継業務を完了し、給食の提供を開始する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 別紙7に定める手続により解除するとき
- (3) 給食配送先学校において食中毒が2回以上発生したとき  
(同一の給食配送先学校かどうかは問わない。)
- (4) 連続して7営業日以上、乙が委託業務を行わないとき又は正当な事由がないのに、作業に着手すべき時期を過ぎても作業に着手しないとき
- (5) 第35条に規定する管理責任者を設置しなかったとき
- (6) 乙の委託業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があったとき

2 次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により催告することなく、直ちに本契約を終了させることができる。

- (1) 乙に係る、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき又は第三者(乙の取締役を含む。)によりその申立がなされたとき
- (2) 乙が、意図的に、業務報告書に著しい虚偽記載を行い、甲がこれを訂正するよう指示したにもかかわらずかかる指示に従わないとき
- (3) 第63条の規定に違反し、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき
- (4) 本契約の履行の全部を完了させることができないことが明

らかであるとき

- (5) 乙が本契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- (8) 契約の履行にあたって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき
- (10) 第49条又は第50条の規定によらないで乙が本契約の解除を申し出たとき
- (11) 乙が別紙8の第2章「暴力団排除に関する特約条項」第2条第1項各号に該当するとき
- (12) 前各号のほか、本契約に関して甲が落札者との間で締結した基本協定書が解除されたとき

3 甲は、前各項の規定により本契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

4 第1項又は第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合、その事由の発生した日から年2.5パーセントの割合による利息を付して、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を甲が指定する期限までに支払うよう請求することができ、また、乙は、甲に対して、その該当した日が属する事業年度の単年度契約金額の100分の10に相当する金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額を違約金として同日から年2.5パーセントの割合による利息を付して甲の指定する期間内に支払うものとする。

(1) 第47条の規定に基づいて本契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

## 第2節 甲の事由による契約終了

(甲の債務不履行による契約終了)

第49条 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、乙は、本契約の全部を解除することができるものとする。
- 3 前項により本契約が解除された場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償するものとする。

## 第3節 不可抗力及び法令変更による契約終了

(不可抗力又は法令変更による契約終了)

第50条 本契約の締結後における不可抗力又は法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。甲の要請により本契約を終了させる場合、甲は、乙が本契約の終了により支出した実費相当額を負担するものとする。

#### 第4節 契約終了時の事務

(契約終了時の引継業務)

第51条 乙は、要求水準書の定めに従い、事業期間終了日において、本件施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で甲へ引き継げるよう維持管理を行い、運営期間満了日の概ね3年前より（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、乙が本件施設の明渡しの時点で確保すべき本件施設の状態について甲との間の協議に応じ、かかる協議を経て甲が決定した本件施設の状態を以て事業期間終了日に本件施設の明渡しを行うものとする。

2 前項の定めるところに従って乙が本件施設の明渡しの時点で確保すべき本件施設の状態とするための修繕を含め、運営期間中に行うべき各種の修繕（大規模修繕を除く。本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については全て運営期間中に行うべき修繕があるものとみなされるものとする。）は、甲の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして乙の責任と費用負担で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、乙は、その修繕の責めを免れるものとする。

3 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第2項の定めるところに従って甲と協議を行うにあたっては、甲に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、運営期間満了後に甲が予定する本件施設の劣化状況にあわせた大規模修繕等を行うにあたり甲が効率的・効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、甲及び後任の事業者が本件施設を継続使用し、運営業務を円滑かつ支障なく実施できるよう、運営期間満了日の6か月前より（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、委託業務の遂



行に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた委託業務に関する施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料・記録その他情報を提供するとともに、委託業務の承継に必要な「引継マニュアル」を運営期間満了日の6か月前までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）作成し、甲に提出するほか、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。かかる引継ぎについて、乙は、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、本件施設の運営及び維持管理に必要な情報を遅滞なく後任の事業者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないようにしなければならない。

4 乙は、入札説明書等及び落札者提案に基づき、運営期間満了日の3年前までに（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、(i)事業期間中に行った修繕内容について一覧にするとともに、完成図に該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(ii)事業期間中に乙が記録した施設管理台帳の最新版電子データ、(iii)事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載して事業期間中に乙が記録した備品管理台帳、(iv)本事業終了後に甲が行う必要と認められる大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した次期修繕提案書、並びに、(v)その他の落札者提案に基づく資料等を甲が合理的に満足する様式及び内容で作成し、甲に提出した上で、本事業期間終了後に後任の事業者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、本件施設の明渡しに必要な事項について甲との間で協議を開始するほか、運営期間終了の1年前に（それ以前に、本契約が中途終了するときは、可及的速やかに）、時点修正を行った上記(iv)記載の次期修繕提案書を改めて甲に提出するものとする。

5 乙は、事業期間終了後1年間について、施設維持管理企業をして、連絡窓口として、無償で後任の事業者その他本件施設に係る

業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、甲が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。この場合において、甲の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を甲が合理的に定める様式及び内容で甲との間で施設維持管理企業をして締結させるものとする。

- 6 乙は、本契約の解除その他事由の如何を問わず、本契約が中途終了するときは、甲の別段の指示がない限り、前各項による委託業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第52条 乙は、甲に対し、前条による委託業務の引継ぎ完了と同時に、本件施設の保守・点検・補修・修繕に係る書類その他本件施設の運営及び維持管理に必要な書類一切を引き渡さなければならない。

- 2 甲は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、本件土地に本件施設又はこれに類似する施設を建設し、又は本件施設の維持管理及び運営のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下、この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

(契約終了時の調査・検査等)

第53条 乙は、甲が実施する本件施設の劣化調査に対して、要求水準書に従い、必要な資料（引継協議に係る提出書類に記載するもののほか、躯体に関する健全度の調査や設備の性能試験等を含むが、これらに限られない。）を提供し、要求水準書に定める各種の建物劣化調査準備に協力するものとする。

- 2 乙は、本契約が終了した場合、要求水準書に従い、以下の内容

の検査を行う。かかる甲の検査において不適合が認められた場合は、甲の指示に従い、乙は、速やかに必要な修繕等を実施するものとする。

(1) 本件施設の建築本体

- ア 構造上有害な鉄骨の錆・傷等
- イ 接合部のボルトのゆるみ等
- ウ 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等
- エ 屋根、外壁等からの雨水等の侵入状況

(2) その他

- ア 配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等
- イ 配管の水圧、気密等
- ウ 換気機器の風量や空調機器の能力等
- エ その他建築設備・備品等が要求水準を満たしているか。

3 乙は、前項に基づき必要な修繕等を実施した後速やかに、甲に対し、必要な修繕等が完了した旨を通知するものとする。甲は、かかる通知を受領後10日以内に必要な修繕等の完了の検査を行うものとする。

(契約終了時の事務)

第54条 乙は、本契約が終了した場合において、本件施設又は本件土地等において乙が所有又は管理する消耗品、業務機械器具、仮設物その他の物件（乙の業務を受託し、又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含み、次項に従い甲に無償譲渡又は時価買受けされる乙の所有する備品を含まない。以下「撤去物件等」という。）があるときは、撤去物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、本契約終了時に、貸与備品を甲に返還するとともに、期間満了により本契約が終了する場合は、要求水準書の明示的な定めに基づき乙の所有に係る備品（もしあれば）を甲に無償で譲渡するものとし、期間満了以外の理由により本契約が終了する場合

その他要求水準書が明示的に定める場合には、甲は、これを要求水準書が明示的に定めるところに従って乙から買い受けることができるものとする。

- 3 乙は、本契約が終了する場合には、甲又は甲の指示する者に、本契約及び入札説明書等に基づき必要な引継ぎが完了したことの確認を甲より受けなければならない。
- 4 乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、第25条の規定にかかわらず、本条の業務を全て終了した上で、業務終了から10日以内に、最終支払対象期間の業務報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、最終支払対象期間に係る乙の委託業務の実施期間が四半期に満たない場合には、甲は、乙の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として乙に支払うものとする。

## 第10章 不可抗力

(通知の付与)

第55条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本契約、入札説明書等、落札者提案又は業務計画書で提示された条件及びマニュアルに従って委託業務を行うことができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第56条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。

## 第11章 法令変更

(通知の付与)

第57条 本契約当事者は、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第58条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、

当該法令変更に対応するために速やかに委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、マニュアル、業務計画書及び長期修繕計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙9に記載する負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示に従うことにより、乙に追加費用が生じる場合は甲の負担として、委託料の見直しを行う。ただし、追加費用の額が多額となる場合には、甲は本契約を解除できるものとし、第50条の規定を準用する。

## 第12章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第59条 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、必要に応じて関係者協議会を設置するものとする。

- 2 関係者協議会は、業務報告及び意見交換が行われるほか、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。
- 4 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるもの

とする。また、甲及び乙は、第35条に定める管理責任者を適宜出席させるほか必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。

- 5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

## 第13章 その他

(公租公課の負担)

第60条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税（地方消費税も含む。）を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(遅延利息)

第61条 甲又は乙が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、第49条第1項に定める場合を除き、未払額につき遅延日数に応じ年2.5%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

(遅延利息利率等の変更)

第61条の2 前条その他本契約に定める履行遅延による遅延利息の率並びに損害金、違約金又は賠償金の利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率に改正があった場合、その適用日から財務大臣が決

定した率に読み替えるものとする。

(損害賠償)

第62条 甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(譲渡等の制限)

第63条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、委託料債権及び本契約上の乙の地位の一部又は全部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(事業者の兼業禁止)

第64条 乙は、本契約による事業以外の業務を行ってはならない。ただし、落札者提案において乙が落札者であることが明示されている場合その他事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(新株発行等)

第65条 乙は、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にもその旨を甲に対して書面により通知させ、甲による事前の承諾がない限り、その承諾を得た上で、これを行わせないものとする。ただし、落札者提案において乙が落札者であることが明示されている場合その他事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 出資者の保有する乙の株式についての乙の設立当時の出資者以外の第三者に対する譲渡を承認すること。
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法で乙の設立当時の出資者以外の第三者による乙への資本参加を決定すること。
- (3) 乙の設立当時の出資者以外の第三者による出資を認めることとなるか又は代表企業の出資比率が乙の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増



資を決定すること。

- 2 前項本文の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合、乙は、自ら及び当該行為を行った出資者をして、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、その行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(決算報告書の提出)

第66条 乙は、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日以前に、翌年度の予算の概要を甲に書面で提出しなければならない。

- 2 乙は、本契約の終了に至るまで、事業年度毎に、当該年度の事業報告及び計算書類等（付属明細書を含む。）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに甲に提出しなければならない。

(乙の解散)

第67条 乙は、運営期間の最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日）から540日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合はこの限りではない。

(付保すべき保険)

第68条 乙は、別紙2に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめるものとする。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、乙の責任において更新されるものとする。

- 2 乙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。

(銀行団との協議)

第69条 甲は、必要があると認めるときは、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、協議に関する事項及び担保に関する事項等について協議し、協議が整ったときには協定を締結することができる。

(成果物の利用及び著作権)

第70条 甲は、本契約に関して要求水準書及び甲の要求に基づき乙により作成され甲に提出される一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア、データベース等（以下「成果物」という。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 前項の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が、成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公共機関をして公表若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなし

てはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の保証)

第71条 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

(工業所有権)

第72条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、落札者提案に明示された場合には、甲は、本事業の遂行に特に必要とされる特定部品の調達に関して乙を支援する。

## 第14章 雑 則

(本件施設の見学者対応)

第73条 乙は、甲が受け入れる本件施設の見学者対応に関し、必要な協力を行わなければならない。

(協議)

第74条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、相手方当事者に対し

て、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。ただし、関係者協議会で協議される事項については、この限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第75条 本契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(特約条項)

第76条 本契約の特約として、別紙8の各章の特約条項が適用される。

(秘密保持)

第77条 甲及び乙は、特定部品情報に関して第72条第2項の定めに従うほか、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報（特定部品情報を含むが、これに限られない。）を自己の役員、従業員、自己の代理人、銀行団、コンサルタント、及び本条第2項により秘密保持義務を負う業務受託者等その他法令若しくは契約上の守秘義務を負う者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの

(2) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由によ

り公知となったもの

- (3) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの
- (4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの
- (5) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの
- (6) 本件施設の運営又は維持管理において必要がある場合（本件施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

2 乙は、乙が委託業務遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

（個人情報保護）

第78条 乙は、本件施設の利用者の個人情報の保護を図るためその他委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙8の特約第3章「個人情報取扱特記事項（委託用）」を遵守しなければならない。

（準拠法）

第79条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第80条 本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第1審の専属

管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、本契約をもって、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第81条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

(別紙1)

日 程 表

|   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 契約締結      | 令和 年 月              |
| 2 | 引継期間      | 契約締結後～令和7年8月31日     |
| 3 | 委託業務開始予定日 | 令和7年9月1日            |
| 4 | 運営期間      | 令和7年9月1日～令和17年8月31日 |

備考

日程表の記載期日については、契約締結時点での日程とする。

その後の日程変更については、本契約の定めに従い、本契約に定めがないときは、甲と乙の間の協議とする。

## 乙が付保する保険

乙は、自ら又は落札者提案に定める者により、次の保険を付保するものとする。保険契約は、1年毎の更新でも認めることとする。

### 1 第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む。）

#### (1) 対象

運營業務及び維持管理業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

#### (2) 付保する期間

運営開始日から事業期間の終了日まで

#### (3) てん補限度額（補償額）

対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

#### (4) 被保険者

乙、下請け業者を含む業務実施者、甲

### 2 配送車の賠償保険

#### (1) 対象

給食配送・回収業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

#### (2) 付保する期間

運営開始日から事業期間の終了日まで

#### (3) てん補限度額（補償額）

対人：無制限

搭乗者：1事故あたり1000万円以上

対物：1事故あたり1000万円以上



車両：1事故当たり200万円以上

(4) 被保険者

乙、下請け業者を含む業務実施者、甲

【その他落札者提案による。】

## 要求水準書の変更手続

第 1 条 甲は、次の各号所定の事由が生じた場合、次条の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更される時
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき  
又は業務内容が著しく変更される時
- (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められる時

第 2 条 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 甲は、前条各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を乙に通知し、乙の意見を聴取するものとする。
- (2) 乙は、第(1)号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 甲は、第(2)号所定の意見書を期限内に受領しないときは、乙の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 甲は、乙の意見に拘束されないものとするが、乙の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて乙の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行った上で確定的な変更内容を乙に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく乙への支払金額を含め本契約の変更が必要となる時、甲は、必要な変更を行うものとし、乙は、これに協力する。

### 不可抗力の場合の費用分担規定

1 事業年度中に発生した追加費用のうち累計で当該事業年度における単年度契約金額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。ただし、別紙2に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記単年度契約金額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

(別紙 5)

委託料の支払方法及び改定方法等

[入札説明書別添資料 2 に基づき落札者提案に従って作成される。]

(別紙 6)

### 3 センター体制移行に伴う費用負担の考え方

[入札説明書別添資料 3 に基づき落札者提案に従って作成される。]

(別紙 7)

委託料の減額及び支払停止の方法

[入札説明書別添資料 4 に従って作成される。]

## 特約条項

### 第 1 章 談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

#### (総則)

第 1 条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

#### (談合その他不正行為に係る解除)

第 2 条 豊橋市（第 1 章において、以下「市」という。）は、契約の相手方がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が契約の相手方又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命

令」という。)において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約の相手方に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為があったとされた期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 契約の相手方の役員又は使用人の刑法(明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 契約の相手方の役員又は使用人について、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 契約の相手方が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、単年度契約金額の100分の20に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 契約の相手方は、前条第1項各号のいずれかに該当すると



きは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、単年度契約金額の100分の20に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。契約の相手方が契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、市の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、契約の相手方に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、契約の相手方が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。契約の相手方が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

## 第2章 暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 豊橋市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、単年度契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 契約の相手方、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員等から契約の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行う。契約の相手方の下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

### 第3章 個人情報取扱特記事項(委託用)

(基本的事項)

第1条 豊橋市(第3章において、以下「発注者」という。)の契約の相手方(第3章において、以下「受託者」という。)は、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務（以下「業務」という。）の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

- 第2条 受託者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
  - 3 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を発注者に提出するものとする。
  - 4 受託者は、業務に従事する者に対して、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を提出させなければならない。
  - 5 受託者は、前項の規定により誓約書を提出させたことを、発注者に書面により報告しなければならない。

#### （個人情報保護管理者の設置）

- 第3条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の適切な管理を行うための個人情報保護管理者を定め、発注者に書面により届け出るものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報の改ざん、盗用等の防止について必要な措置を講じなければならない。
  - 3 受託者は、業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(業務場所の特定等)

第4条 受託者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、発注者に書面により届け出るものとする。

2 受託者は、前項の規定により特定した場所の外に、業務に関して知り得た個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

(適正な取得)

第5条 受託者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

2 受託者は、業務を処理するために発注者から個人情報が記録された資料（以下「個人情報資料」という。）を引き渡されたときは、発注者にその個人情報資料の内容、媒体及び数量を記載した借用書を提出するものとする。

(安全管理措置)

第6条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（個人情報を保存した記録媒体の運搬に際しては、鍵付のケースに施錠のうえ収納して行うなどの安全対策等）を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受託者は、発注者の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の制限)

第8条 受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業

務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製してはならない。

- 2 受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製したときは、その複写物又は複製物を原本と同様に取り扱うものとする。
- 3 受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料のうち業務の範囲外の部分を加工してはならない。

(再委託)

第9条 受託者は、この契約第2条第4号に規定する委託業務の一部を再委託する場合、再委託先（子会社を含む。以下同じ。）との間で、この契約と同等の内容の再委託契約を締結しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 受託者が番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務の一部について再委託する場合にあっては、前項に規定するほか、再委託先については発注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる者に限定するとともに事前に発注者から書面による承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、再委託先の業務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との再委託契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 受託者は、前項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先がこの契約及び本特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、前項の再委託契約に係る契約書及び再委託契約に基づき提出された書類について、その写しを発注者に提出しなければならない。

(個人情報資料の返還等)

第10条 受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。

2 個人情報資料の返還の際には、第5条第2項の借用書により確認を行うものとする。

3 発注者は、必要がある場合、業務完了時以外でも個人情報資料の返還を求めることができる。その際には、受託者は発注者が指定した期日までに個人情報資料を返還しなければならない。

4 受託者は、業務を処理するために取得した個人情報資料のうち発注者に返還する個人情報資料以外のものを業務完了後直ちに廃棄し、又は消去するものとする。この場合、発注者は受託者に対し廃棄し、又は消去したことについて、書面による報告を求めることができる。

(従事者の監督及び教育)

第11条 受託者は、業務に従事している者に対して、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

(実地調査)

第12条 発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第13条 発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(報告義務)

第14条 受託者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について、発注者に報告しなければならない。

(事故報告)

第15条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16条 受託者は、この契約における業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

末尾1 (受託者誓約書式)

末尾2 (受託者従事者誓約書式)

末尾3 (個人情報保護管理者等届・誓約書受領報告書式)

以上



末尾 1（受託者誓約書式）

令和 年 月 日

豊橋市長 様

（受託者）

〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

### 誓約書

令和〇年〇月〇日付で豊橋市と締結した〇〇契約について、個人情報取扱特記事項第2条第3項に基づき、下記の通り誓約します。

### 記

貴市から受託した本契約の履行に当たり、個人情報の保護及び秘密保持の重要性を理解し、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に基づく責任について認識し、個人情報の保護を図るとともに、従業者の指導及び個人情報の取り扱いについて、適正に遂行します。

また、契約終了（解除を含む）後においても個人情報取扱特記事項を遵守します。

以上

## 誓 約 書

私は、令和〇年〇月〇日付で豊橋市と（受託者）が締結した契約による業務に従事する者として、業務に関して知り得た個人情報の内容を、契約期間中及び契約終了（解除を含む。）後において、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。また、豊橋市の許可なく個人情報を持ち出しません。

上記のとおり誓約します。

令和 年 月

日

契約名

契約期間

氏 名

（受託者）

末尾 3（個人情報保護管理者等届・誓約書受領報告書式）

個人情報保護管理者等届

誓約書受領報告書

令和 年 月 日

豊橋市長 様

（受託者）

〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

元号〇年〇月〇日付けで豊橋市と締結した〇〇契約について、個人情報取扱特記事項第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおりお届けします。

併せて、第 2 条第 4 項に基づき秘密保持に関する誓約書について、個人情報取扱従事者より受領したことを報告します。

記

1 個人情報保護管理者

|    |  |
|----|--|
| 氏名 |  |
|----|--|

2 業務場所

3 誓約内容

私は、本契約による業務に従事する者として、業務に関して知り得た個人情報の内容を、契約期間中及び契約終了（解除を含む。）後において、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを誓約します。

また、豊橋市の許可なく個人情報を持ち出さないことを誓約します。

#### 4 個人情報取扱従事者名簿

| 番号 | 氏名 |
|----|----|
| 1  |    |
| 2  |    |
| 3  |    |

以上

## 法令変更の場合の費用分担規定

| 法令変更   | 甲負担割合 | 乙負担割合 |
|--|-------|-------|
| a) 本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く。）     | 100%  | 0%    |
| b) 民間事業者の利益に課される税制度の新設・変更等以外の税制度の新設・変更に関するもの | 100%  | 0%    |
| c) 上記記載のもの以外の法令の変更の場合                        | 0%    | 100%  |

なお、「本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の運営・維持管理支援その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。また、本契約締結後、民間事業者の利益に係る法人税以外の税（消費税を含む。）の税率が変更された場合又は法令変更により乙に新たな税の課税が生じた場合で、乙に本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加又は減少分を委託料に反映させるべく、甲と乙が協議を行うものとする。

以上